

未来志向の日韓関係構築に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年 10 月 5 日

提出者

福 井 竜 夫  
河 内 大 輔  
角 智 子

吉 野 和 彦  
内 藤 芳 秀  
五百川 純 寿

森 山 裕 介  
田 中 明 美

(別紙)

## 未来志向の日韓関係構築に関する意見書

日本と韓国の間には、問題が山積している。

島根県の竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土であるにも関わらず、国際法上何ら根拠がないまま韓国による不法占拠が続いている。

慰安婦をめぐる問題については、朴槿恵政権時、2015年に結ばれた日韓合意を、文在寅前政権は、この合意に対する批判を繰り返した末に、2018年11月、慰安婦財団の解散を一方的に発表した。

徴用をめぐる問題については、現在の尹錫悦政権の下で、日本企業に代わって韓国政府の傘下にある財団が原告への支払いを行うこととなったが、最終的な解決について両国政府が合意した訳ではなく、将来的に慰安婦をめぐる問題と同様の結果となる可能性を排除できない。

両国の間に横たわるかかる問題が関係改善の障害となり、日韓関係は改善と悪化の間を行き来している。また、これらの問題は、いろいろな形で地方政治にも影響を及ぼしており、我々地方議会も無関係ではいられない状況が続いている。

これらの問題のうち慰安婦をめぐる問題について、島根県議会では、平成25年6月26日に河野談話を踏まえ日本政府の真摯な対応を求める「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書」を採択し、国に提出した。その後、この意見書の撤回を求める陳情が提出され、日本軍が女性を強制連行したとするいわゆる吉田証言が虚偽であったことが判明して以降は、意見書の撤回を求める請願が継続して提出されるようになった。

以来、島根県議会において、意見書の撤回は不要とする意見と、意見書は撤回すべきとする意見とが相違したまま現在に至っている。しかし、本来、慰安婦問題をめぐるこうした議論は、国において行われるべきものである。

現在、日本周辺の国際情勢は、ウクライナ侵攻を続けるロシア、海洋進出を強める中国、弾道ミサイル発射を繰り返す北朝鮮など、極めて憂慮すべき事態にあり、諸外国との緊密な連携が求められている。特に隣国である韓国との連携がこれほど重要な時はなく、政府の責任において、未来志向の日韓関係を構築するよう、下記の事項を要望する。

### 記

- 1 政府の責任において、日韓が抱える問題に対して、日本の考えや立場を韓国に対して粘り強く主張していくとともに、防衛や経済に限らず様々な分野において、韓国との対話と連携を進めること。
- 2 日本政府の責任において、慰安婦問題に係る政府見解を明確に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
内閣官房長官

【令和5年10月5日原案可決】